

政策評価調査(政策評価体系図)

所管名: 環境省

25年度成立予算における政策評価体系図 【平成25年度実施計画(25年4月策定)】(注3)	
使命	
施策	
	目標
1 地球温暖化対策の推進	
(1)地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	
(2)国内における温室効果ガスの排出抑制	
(3)森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	
(4)市場メカニズム等を活用した海外における地球温暖化対策の推進	
2 地球環境の保全	
(1)オゾン層の保護・回復	
(2)地球環境保全に関する国際連携・協力	
(3)地球環境保全に関する調査研究	
3 大気・水・土壌環境等の保全	
(1)大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)	
(2)大気生活環境の保全	
(3)水環境の保全(海洋環境の保全を含む)	
(4)土壌環境の保全	
(5)ダイオキシン類・農薬対策	
(6)東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)	
4 廃棄物・リサイクル対策の推進	
(1)国内及び国際的な循環型社会の構築	
(2)各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	
(3)一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)	
(4)産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)	
(5)廃棄物の不法投棄の防止等	
(6)浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	
(7)東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)	
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進	
(1)基盤的施策の実施及び国際的取組	
(2)自然環境の保全・再生	
(3)野生生物の保護管理	
(4)動物の愛護及び管理	
(5)自然とのふれあいの推進	
(6)東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)	
6 化学物質対策の推進	
(1)環境リスクの評価	
(2)環境リスクの管理	
(3)国際協調における取組	
(4)国内における毒ガス弾等対策	
7 環境保健対策の推進	
(1)公害健康被害対策(補償・予防)	
(2)水俣病対策	
(3)石綿健康被害救済対策	
(4)環境保健に関する調査研究	
8 環境・経済・社会の統合的向上	
(1)経済のグリーン化の推進	
(2)環境に配慮した地域づくりの推進	
(3)環境パートナーシップの形成	
(4)環境教育・環境学習の推進	
9 環境政策の基盤整備	
(1)環境基本計画の効果的実施	
(2)環境アセスメント制度の適切な運用と改善	
(3)環境問題に関する調査・研究・技術開発	
(4)環境情報の整備と提供・広報の充実	
10 放射性物質による環境の汚染への対処	
(1)放射性物質により汚染された廃棄物の処理	
(2)放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	
(3)放射線にかかる一般住民の健康管理・健康不安対策	

26年度概算要求における政策評価体系図 【平成26年度実施計画(26年4月策定(予定))】(注4)		目標整理番号
使命		
施策		
	目標	
1 地球温暖化対策の推進		
(1)地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり		1
(2)国内における温室効果ガスの排出抑制		2
(3)森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保		3
(4)市場メカニズム等を活用した海外における地球温暖化対策の推進		4
2 地球環境の保全		
(1)オゾン層の保護・回復		5
(2)地球環境保全に関する国際連携・協力		6
(3)地球環境保全に関する調査研究		7
3 大気・水・土壌環境等の保全		
(1)大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)		8
(2)大気生活環境の保全		9
(3)水環境の保全(海洋環境の保全を含む)		10
(4)土壌環境の保全		11
(5)ダイオキシン類・農薬対策		12
(6)東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)		13
4 廃棄物・リサイクル対策の推進		
(1)国内及び国際的な循環型社会の構築		14
(2)各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進		15
(3)一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)		16
(4)産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)		17
(5)廃棄物の不法投棄の防止等		18
(6)浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理		19
(7)東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)		20
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進		
(1)基盤的施策の実施及び国際的取組		21
(2)自然環境の保全・再生		22
(3)野生生物の保護管理		23
(4)動物の愛護及び管理		24
(5)自然とのふれあいの推進		25
(6)東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)		26
6 化学物質対策の推進		
(1)環境リスクの評価		27
(2)環境リスクの管理		28
(3)国際協調における取組		29
(4)国内における毒ガス弾等対策		30
7 環境保健対策の推進		
(1)公害健康被害対策(補償・予防)		31
(2)水俣病対策		32
(3)石綿健康被害救済対策		33
(4)環境保健に関する調査研究		34
8 環境・経済・社会の統合的向上		
(1)経済のグリーン化の推進		35
(2)環境に配慮した地域づくりの推進		36
(3)環境パートナーシップの形成		37
(4)環境教育・環境学習の推進		38
9 環境政策の基盤整備		
(1)環境基本計画の効果的実施		39
(2)環境アセスメント制度の適切な運用と改善		40
(3)環境問題に関する調査・研究・技術開発		41
(4)環境情報の整備と提供・広報の充実		42
10 放射性物質による環境の汚染への対処		
(1)放射性物質により汚染された廃棄物の処理		43
(2)放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等		44
(3)放射線による一般住民の健康管理・健康不安対策		45

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること  
 2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。  
 3. 25年度成立予算における政策評価体系図については、25年度成立予算に沿って実施する政策の評価に係る体系図を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(25年度成立予算に対応する政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。  
 4. 26年度概算要求における政策評価体系図については、概算要求に沿って26年度において実施することが予定されている政策を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、26年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。  
 5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調査番号は記載例2のとおり付番すること。  
 6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調査番号欄に「-」を記載する。



政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管: 環境省

会計: 一般会計

組織: 地方環境事務所

【平成26年度実施計画26年4月策定(予定)に対応するもの】

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書																																													
		(項)		1			2			3						4							5						6				7				8				9				10		
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)					
		地方環境事務所共通費																																													
	×	地方環境事務所一般行政に必要な経費																																													
		地方環境事務所施設費																																													
	×	地方環境事務所施設整備に必要な経費																																													
		地方環境対策費																																													
8	●	大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費																																													
14,18	●	廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費																																													
22,23,24,25	●	生物多様性の保全等の推進に必要な経費																																													
35,36,37,38	●	環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費																																													
39,40,41,42	●	環境政策基盤整備等に必要な経費																																													

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。  
 ●については政策評価の対象となっているもの  
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの  
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)



